

<h1>静岡市報</h1>	No. 150
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

- 静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 1
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市立こども園条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・ 10

規 則

静岡市規則第92号

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年9月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）特定個人情報の取扱いの有無

様式第1号中

「

保有個人情報 の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠 条例第8条第1項第 号該当） （収集先 ）
保有個人情報の経常 的な外部提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（根拠 <input type="checkbox"/> 法令等に定め有 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第 号該 当） （提供先 ）

を

「

特定個人情報の 取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
保有個人情報 の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠 条例第8条第1項第 号該当 番号法第20条（※第19条第 号）該当） （収集先 ）
保有個人情報の経常 的な外部提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（根拠 <input type="checkbox"/> 法令等に定め有 <input type="checkbox"/> 条例第10条第2項第 号該 当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号該当） （提供先 ）

に

改める。

様式第3号、様式第11号及び様式第16号中

「

保有個人情報 の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

「

保有個人情報 の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に、

」

「

代理人の 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

代理人の 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則中第2条及び様式第1号の改正規定は平成27年10月5日から、様式第3号、様式第11号及び様式第16号の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 様式第3号、様式第11号及び様式第16号の改正規定の施行の際、現に改正前の静岡市個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市個人情報保護条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 様式第3号、様式第11号及び様式第16号の改正規定の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第93号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条戸籍管理課の所掌事務中（10）を（11）とし、（5）から（9）までを（6）から（10）までとし、（4）の次に次のように加える。

（5）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードに関する事務の総括に関すること。

第4条環境創造課の所掌事務中（12）を（13）とし、（11）を（12）とし、（10）を（11）とし、（9）の次に次のように加える。

（10）環境影響評価審査会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条戸籍管理課の所掌事務の改正規定は、平成27年10月5日から施行する。

静岡市規則第94号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条戸籍住民課の所掌事務中（24）を（25）とし、（9）から（23）までを（10）から（24）までとし、（8）の次に次のように加える。

（9）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードに関すること。

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務中（38）を（39）とし、（25）から（37）

までを(26)から(38)までとし、(24)の次に次のように加える。

(25) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードに関すること。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

静岡市規則第95号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

環境審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境創造課長	を
----------	----	----	-----	-----	---	--------	---

」

「

環境審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境創造課長	に、
環境影響評価審査会 会長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境創造課長	

」

「

風致審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長	を
----------	----	----	-----	-----	---	--------	---

」

「

風致審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長	に
----------	----	----	-----	-----	---	--------	---

」

みどり審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	緑地政策課長
-----------	----	----	-----	-----	---	--------

改める。

別表第3の2市長印中

保健予防課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健予防 課長	小児慢性特定疾病 医療費の支給、指定 小児慢性特定疾病 医療機関及び指定 医の指定、難病患者 の保健、結核並びに 自立支援医療（育成 医療）に関する事務 用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

保健予防課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健予防 課長	小児慢性特定疾病 医療費の支給、指定 小児慢性特定疾病 医療機関及び指定 医の指定、難病患者 の保健、結核、自立 支援医療（育成医 療）並びに予防接種 に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に、

医事課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	静岡病院 医事課専 用市長印	診療報酬等の届出、 請求、取消及び再審 査、病院の使用料及
--------------	---	----	-----	-----	---	----------------------	-------------------------------------

							び手数料に係る見 積り、契約及び請 求、静岡県単独福祉 医療費助成制度に 係る請求並びに診 療収入等の徴収に 関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

医事課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	静岡病院 医事課長	診療報酬等の届出、 請求、取消及び再審 査、病院の使用料及 び手数料に係る見 積り、契約及び請 求、静岡県単独福祉 医療費助成制度に 係る請求並びに診 療収入等の徴収に 関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に

」

改め、同表の3区長印中

「

戸籍住民課 専用区長印	17	隸書	長方形	縦4 横12	12	各区戸籍 住民課長	特別永住者及び中 長期在留者の住居 地届出に関する事 務用
----------------	----	----	-----	-----------	----	--------------	----------------------------------------

を

」

「

戸籍住民課 専用区長印	17	隸書	長方形	縦4 横12	12	各区戸籍 住民課長	特別永住者及び中 長期在留者の住居
----------------	----	----	-----	-----------	----	--------------	----------------------

に、

							地届出に関する事務用
戸籍住民課 専用区長印	15	隸書	長方形	縦4 横6	14	各区戸籍 住民課長	個人番号に関する事務用

」

「

支所専用区 長印	17	隸書	長方形	縦4 横12	3	各区支所 長	特別永住者及び中 長期在留者の住居 地届出に関する事 務用
-------------	----	----	-----	-----------	---	-----------	----------------------------------------

を

」

「

支所専用区 長印	17	隸書	長方形	縦4 横12	3	各区支所 長	特別永住者及び中 長期在留者の住居 地届出に関する事 務用
支所専用区 長印	15	隸書	長方形	縦4 横6	3	各区支所 長	個人番号に関する 事務用

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の3の改正規定は、平成27年10月5日から施行する。

静岡市規則第96号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改める。

「あて先」を「宛先」に改める。

第2条第1項第33号中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

様式第1号中

「

開設者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕	を
	名称		
	電話		

」

「

開設者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕	に改める。
	氏名		
	電話		

」

様式第2号から様式第9号まで及び様式第12号から第16号までの規定中「職、氏名」を「職氏名」に改める。

様式第17号中

「

開設者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕	を
	名称		
	電話		

」

「

開設者 住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の職氏名} \end{array} \right)$ に改める。
 電話

」

様式第19号の2中

「

管理者 住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主た} \\ \text{る事務所の所在地} \end{array} \right)$
 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称} \\ \text{及び代表者の職、氏名} \end{array} \right)$ を
 電話

」

「

管理者 住所
 氏名 に改める。
 電話

」

様式第29号及び様式第30号中「職、氏名」を「職氏名」に改める。

様式第42号及び様式第65号中「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

様式第66号中「第48条の4第6項」を「第46条の4第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第97号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年10月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

名称	利用定員					
	1号認定子どもに係る利用定員	2号認定子どもに係る利用定員	3号認定子どもに係る利用定員	3号認定子どもに係る利用定員		
				満1歳以上の者に係る利用定員	満1歳に満たない者に係る利用定員	
静岡市立上土こども園	120人	0人(3人)	78人	39人	30人	9人
静岡市立安倍口こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
静岡市立安倍口中央こども園	60人	0人(3人)	34人	23人	20人	3人
静岡市立安東こども園	240人	180人	60人	0人	0人	0人
静岡市立新富町こども園	120人	0人(3人)	74人	43人	34人	9人
静岡市立瀬名川こども園	155人	0人(3人)	113人	39人	30人	9人
静岡市立田町こども園	100人	0人(3人)	57人	40人	34人	6人
静岡市立長沼こども園	130人	0人(3人)	94人	33人	30人	3人

静岡市立中藁科こども園	70人	0人(3人)	48人	19人	16人	3人
静岡市立西奈こども園	100人	70人	30人	0人	0人	0人
静岡市立服織こども園	120人	0人(3人)	81人	36人	30人	6人
静岡市立服織中央こども園	130人	0人(3人)	88人	39人	30人	9人
静岡市立藁科こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
静岡市立大谷こども園	90人	60人	30人	0人	0人	0人
静岡市立小黒こども園	90人	0人(3人)	68人	19人	16人	3人
静岡市立久能こども園	45人	30人	15人	0人	0人	0人
静岡市立下川原こども園	170人	0人(3人)	115人	52人	40人	12人
静岡市立高松こども園	160人	0人(3人)	101人	56人	44人	12人
静岡市立東新田こども園	170人	0人(3人)	118人	49人	40人	9人
静岡市立登呂こども園	170人	0人(3人)	104人	63人	54人	9人
静岡市立中田こども園	190人	0人(3人)	121人	66人	54人	12人
静岡市立中村町こども園	190人	0人(3人)	121人	66人	54人	12人
静岡市立東豊田こども園	100人	70人	30人	0人	0人	0人
静岡市立東豊田中央こども園	145人	0人(3人)	87人	55人	46人	9人
静岡市立広野こども園	100人	0人(3人)	72人	25人	19人	6人
静岡市立富士見台こども園	140人	0人(3人)	91人	46人	40人	6人

		人)				
静岡市立丸子こども園	130人	0人(3人)	86人	41人	32人	9人
静岡市立用宗こども園	90人	0人(3人)	51人	36人	27人	9人
静岡市立八幡こども園	90人	0人(3人)	58人	29人	26人	3人
静岡市立飯田北こども園	170人	0人(3人)	122人	45人	39人	6人
静岡市立飯田南こども園	130人	0人(3人)	87人	40人	34人	6人
静岡市立庵原こども園	70人	0人(3人)	48人	19人	16人	3人
静岡市立入江こども園	120人	0人(3人)	85人	32人	26人	6人
静岡市立有度北こども園	120人	0人(3人)	78人	39人	30人	9人
静岡市立有度西こども園	100人	0人(3人)	73人	24人	18人	6人
静岡市立興津北こども園	90人	0人(3人)	59人	28人	25人	3人
静岡市立興津南こども園	60人	0人(3人)	34人	23人	20人	3人
静岡市立小島こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
静岡市立折戸こども園	70人	0人(3人)	54人	13人	10人	3人
静岡市立川原こども園	140人	0人(3人)	87人	50人	44人	6人
静岡市立小河内こども園	45人	30人	15人	0人	0人	0人
静岡市立駒越こども園	80人	0人(3人)	54人	23人	20人	3人

		人)				
静岡市立清水こども園	110人	0人(3人)	71人	36人	30人	6人
静岡市立高部こども園	130人	100人	30人	0人	0人	0人
静岡市立高部中央こども園	120人	0人(3人)	81人	36人	30人	6人
静岡市立辻こども園	130人	0人(3人)	79人	48人	40人	8人
静岡市立西久保こども園	90人	0人(3人)	54人	33人	30人	3人
静岡市立原こども園	130人	0人(3人)	91人	36人	30人	6人
静岡市立三保こども園	90人	0人(3人)	64人	23人	20人	3人
静岡市立横砂こども園	60人	0人(3人)	38人	19人	16人	3人
静岡市立和田島こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
静岡市立蒲原西部こども園	50人	0人(3人)	34人	13人	10人	3人
静岡市立蒲原東部こども園	90人	0人(3人)	54人	33人	30人	3人
静岡市立入山こども園	30人	0人(3人)	19人	8人	6人	2人
静岡市立由比こども園	75人	60人	15人	0人	0人	0人
静岡市立由比中央こども園	100人	0人(3人)	61人	36人	30人	6人

備考 括弧内の人数は、在園する2号認定子どもが1号認定子どもの認定を受けて引き続き同一のこども園に在園する場合の利用定員を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。